

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月2日

1. 大学名：清和大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく6項目の情報のうち、教員の養成の目標を達成するための計画などの一部が公表されておらず、法制度にのっとって統一された情報公開としての改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

○教職課程の情報公開については、以下の6項目の公表が求められております。

- | |
|---|
| <p>(a) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事。 (施行規則第22条の6第1号)</p> <p>(b) 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事。 (施行規則第22条の6第2号)</p> <p>(c) 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事。 (施行規則第22条の6第3号)</p> <p>(d) 卒業者の教員免許状の取得の状況に関する事。 (施行規則第22条の6第4号)</p> <p>(e) 卒業者の教員への就職の状況に関する事。 (施行規則第22条の6第5号)</p> <p>(f) 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事。 (施行規則第22条の6第6号)</p> |
|---|

本学ホームページ上において、従来から教職課程の情報公開を行って参りましたが、(a)のうち「教員の養成の目標を達成するための計画」については、教職課程履修者に対する「教職課程ガイドブック」における周知にとどまっていた。 (d)の「卒業者の教員免許状の取得の状況」については、学内での情報共有にとどまり、ホームページ上での公開がなされていませんでした。また、公開している情報全体の一覧性に欠けておりました。

ご指摘に対する改善策として、ホームページ上に「教職課程情報公開専用ページ」を作成し、上記不足部分を補うとともに、6項目の情報を集約して一覧性を高め、既に平成29年10月12日より公開済みであることをご報告致します。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

(1) 教職課程情報公開専用ページアドレス

<http://www.seiwa-univ.ac.jp/department/disclosure.html>

(2) プリントアウト資料を添付致します。